

改正

平成14年4月1日訓令第4号

平成20年10月15日訓令第55号

平成21年7月21日訓令第57号

平成23年4月26日訓令第35号

国立市家庭福祉員制度要綱

国立市家庭福祉員制度要綱（昭和47年5月国立市訓令（甲）第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、児童の保育について技能及び経験を有する者（以下「家庭福祉員」という。）がその家庭において保育を要する児童を保育する制度により、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

（家庭福祉員の認定資格）

第2条 家庭福祉員は、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、市長が認定した者とする。

- （1） 市内に居住する心身健全な満25歳から満60歳までの者であること。ただし、満60歳後も引き続き家庭福祉員を継続する場合は、満65歳に達した年度の3月31日までの者とする。
- （2） 保育士、教員、助産師、保健師及び看護師のうちいずれかの資格を有し、かつ、おおむね1年以上保育施設等での保育経験を有すること。ただし、保育士の資格を有していない者は、家庭福祉員としての知識等を習得できると市長が認める研修等を修了していること。
- （3） 現に養育している6歳未満の児童がいないこと。
- （4） 家庭環境が健全であり、児童の保育に専念できること。

2 市長は、前項の規定により家庭福祉員の認定を受けた者で、継続して家庭福祉員となっているものは、その者が満65歳に達した年度の3月31日をもって認定を取り消すものとする。

（施設等の基準）

第3条 保育に使用する施設等は、次の各号に掲げる基準を満たしていなければならない。

- （1） 保育の専用室として、有効面積9.9平方メートル以上で、採光及び換気の状況が良好であり、二方向に出入口がある部屋を原則として1階に有すること。
- （2） 衛生的な調理設備を保育に支障のない場所に設置すること。
- （3） 電話を設置すること。

- (4) 児童の遊戯に適する広さの屋外遊戯場が家庭福祉員の自宅又は自宅付近にあること。
- (5) 非常災害に備え、防災用具等の設備を設けること。
- (6) 原則として動物を飼育していないこと。

(家庭福祉員の義務等)

第4条 家庭福祉員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 補償額が1回の事故につき3億円、1名の事故につき1億円の賠償責任保険に加入すること。
- (2) 児童の健康管理については、常に細心の注意を払うとともに、緊急を要する場合等のため医師との連携を図ること。
- (3) 年1回以上の健康診断を受けること。
- (4) 児童の受託に当たり保護者と十分協議の上、児童の心身の発達の段階に応じた適切な保育を行うこと。
- (5) 児童の受託に関して知り得た秘密を漏らさないこと。
- (6) 疾病、災害等のため児童の保育を行うことができないときは、速やかに適切な措置を講ずるとともに、市長にその旨を連絡すること。

(保育の補助者)

第5条 家庭福祉員は、次に掲げる要件を満たす者を必要に応じて保育を補助する者（以下「保育の補助者」という。）として雇うことができる。

- (1) 心身健全な満20歳から満65歳までの者であること。
- (2) 保育士、教員、助産師、保健師若しくは看護師の資格を有する者又はおおむね6か月以上の保育経験を有する者であること。

(保育する児童)

第6条 家庭福祉員が保育する児童は、保護者の労働等により、家庭で保育が受けられない児童で、次の各号に該当し、かつ、市長が保育を必要と認めた3歳未満の児童とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 当該家庭福祉員と3親等内の親族関係にないこと。

(保育する児童数)

第7条 家庭福祉員が保育する児童数は、3人以内とする。ただし保育の専用室を2階以上に設ける場合は、2人以内とする。

(保育日及び保育時間)

第8条 家庭福祉員は、児童の保護者から日々児童を受託して保育するものとし、保育日及び保育時間は、次のとおりとする。

(1) 保育日は、原則として日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する休日並びに1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く毎日とする。

ただし、市と家庭福祉員との協議により、これを変更することができるものとする。

(2) 保育時間は原則として1日8時間とする。ただし、児童の保護者の状況に応じ、おおむね午後6時まで対応するように努めるものとする。

(家庭福祉員の申請)

第9条 家庭福祉員になろうとする者は、家庭福祉員認定申請書（第1号様式）に必要書類を添付して市長に申請するものとする。

(認定及び利用契約)

第10条 市長は、前条による申請があった場合は、第2条及び第3条に規定する要件及び基準を満たし、さらに地域の保育需要及び既存の保育施設の欠員状況を考慮の上、家庭福祉員の認定の可否を決定し、申請者に家庭福祉員（認定・不認定）決定通知書（第2号様式）により通知する。

2 市長は、前項の規定により認定された家庭福祉員と、家庭福祉員制度の利用のための契約（以下「利用契約」という。）を締結するものとする。

(補助金)

第11条 市長は、前条の規定に基づき利用契約を結んだ家庭福祉員に対し、次の各号に定める額（以下「補助金」という。）を助成する。

(1) 運営費補助 毎月初日現在受託している国立市に住所を有する児童1人につき毎年度東京都が定める区市町村が行う家庭福祉員事業に対する都費補助要綱の規定により算定した額

(2) 食中毒等予防対策費補助 家庭福祉員の細菌検査について毎年度予算の範囲内で定める額

(3) 保育の補助者に係る補助 第5条に規定する保育の補助者を雇用した場合は、その雇用に係る実支出額。ただし、算出に係る時間数及び1時間当たりの額は、1か月につき、次の表に定める1か月当たりの時間数及び1時間当たりの額を限度とする。

1か月当たりの時間数	その月の受託児童が1人の場合	開所日数×2時間
	その月の受託児童が2人の場合	開所日数×3.5時間
	その月の受託児童が3人の場合	開所日数×5時間

1時間当たりの額	保育の補助者が保育士、教員、助産師、保健師及び看護師のうちいずれかの資格を有している場合	960円
	保育の補助者が保育士、教員、助産師、保健師及び看護師のうちいずれの資格も有していない場合	890円

(4) 開設準備費補助 新たに認定及び利用契約を締結した家庭福祉員には、初年度のみ保育室改修費及び備品購入費として400,000円を限度額とし、保育室改修費及び備品購入費の実支出額と比較していずれか少ない方の額

(5) 施設復旧費補助 保育室として専用した施設を原状に回復するための費用の一部として、次に定める額

ア 第2条第2項の規定により家庭福祉員が満65歳に達し、認定を取消し及び利用契約を解除した者のうち、利用契約期間が引き続いて5年以上10年未満のものについては50,000円、10年以上のものについては100,000円を限度額とし、原状に回復するための費用の実支出額と比較していずれか少ない方の額

イ 認定の辞退及び第12条第3号の規定により利用契約を解除した者で利用契約期間が引き続いて5年以上10年未満のものについては50,000円、10年以上のものについては100,000円を限度額とし、原状に回復するための費用の実支出額と比較していずれか少ない方の額

2 前項第4号に規定する開設準備費補助を受けた場合は、特段の事情が発生しない限り、当該補助金の交付を受けた年度から5年間は、家庭福祉員を続けなければならない。

(認定の取消し及び利用契約の解除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、家庭福祉員の認定を取り消し、利用契約を解除することができる。

- (1) 家庭福祉員がこの要綱及び利用契約の規定に違反したとき。
- (2) 家庭福祉員が児童を受託して保育することを、市長が適当でないと認める事由が生じたとき。
- (3) 家庭福祉員から利用契約の解除の申し入れがあり、市長がこれを適当と認めるとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、家庭福祉員がこの要綱及び利用契約の規定に違反した場合は、補助金の全部又は

一部を返還させることができる。

(保育料等)

第14条 児童の保護者が家庭福祉員に支払う基本保育料の額は、市長と家庭福祉員との協議により定めるものとする。なお、延長保育料、ミルク代及びその他必要とする費用については、家庭福祉員と保護者が協議して定めるものとする。

(受託児童の届出)

第15条 家庭福祉員は、児童の保護者と保育の委託契約を締結したときは、次の事項について市長に届け出なければならない。

- (1) 児童及び保護者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 児童の家庭状況
- (3) 保育料
- (4) 児童の保育開始年月日

2 市長は、前項の届出があった場合、当該委託契約が適当でないと認めるときは、第10条第2項の利用契約に基づく当該児童にかかる補助金の支払いを拒むことができる。

3 児童の保育の委託契約が解除されたときは、家庭福祉員は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

4 保育の委託契約が次年度以降に継続する場合は、家庭福祉員は毎年3月末日までに当該受託児童について第1項の届出を更新しなければならない。

(報告及び検査等)

第16条 市長は、毎月初日現在の受託児童の状況について、家庭福祉員から報告を受けるものとする。

2 市長は、家庭福祉員に対して必要があるときはいつでも報告を求め、又は市職員の施設への立入り及び実地における検査をさせ、保育内容等について助言及び必要に応じて行政指導を行うものとする。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年4月1日訓令第4号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、改正後の国立市家庭福祉員制度要綱の規定は、平成14年3月1日から適用する。

付 則 (平成20年10月15日訓令第55号)

この訓令は、平成20年11月1日から施行する。

付 則（平成21年7月21日訓令第57号）

この訓令は、平成21年9月1日から施行する。

付 則（平成23年4月26日訓令第35号）

1 この訓令は、平成23年8月1日から施行する。

2 改正後の第11条第1項第3号の規定は、平成23年8月1日以後の保育の補助者の雇用について適用し、同日前の保育の補助者の雇用については、なお従前の例による。

様式（省略）